

令和6年度第25回東北地方整備幹部と建専連・東北建幹部等との

意見交換会

日時：令和6年7月22日（月）15：00～16：30

場所：ホテル白萩 2階「錦」

【共通テーマ1】

【議題】

「労務費の基準」の担保等について

【趣旨】

建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習となって繰り返されており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法等の改正がなされました。

そこで、以下についてお願いするものです。

①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していく所存です。

【東北基礎工業協同組合 要望】

議題といたしましては、「『労務費の基準』の担保等について」、お伺いしたいと思います。

従来建設業は請負価格の安値受発注が繰り返されており、労務費及び技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。この現状を踏まえ、持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会で議論していただき、労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積り提出や変更依頼を禁止する内容の建設業法の改正がなされました。

そこで、以下についてお願いするものです。

①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していく所存でございますので、御検討願います。

#### 【東北地方整備局建政部建設産業調整官 回答】

今、御要望いただいた中身については、まず建政部関連の内容について私のほうから回答いたします。

いただいた御要望で、3つお願いということで記載されています。まず順番にまいります。①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたいという内容についてですけれども、建設業は国民生活や社会経済を支え、また、本年年明けに発生した能登半島地震の際も災害復旧の最前線を担うなど、なくてはならない重要な産業であることから、将来にわたって担い手を確保できるよう、処遇改善や働き方改革といった課題に着実に取り組む必要があります。

こうした中、さきの通常国会において、労働者の処遇改善、資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止、働き方改革と生産性向上、以上の3つを柱とした建設業法等の改正が行われました。この改正建設業法では、適正な労務費等の確保と行き渡りについて国が適正な労務費の基準を示し、受発注者双方に対して著しく低い労務費等による見積りや見積り

依頼を禁止することとしており、公共工事、民間工事にかかわらず違反した発注者に対して勧告・公表できるといった新たな仕組みが措置されております。

そして、この新しいルールの実効性を確保するために、建設Gメンが労務費の基準を著しく下回る契約が行われていないかなどについて広く調査してまいります。その上で、ルール違反につながる恐れがある事案が判明した場合には、注意喚起など改善指導を行うことにより取引の適正化を図るとともに、それでも改善されない場合には強制力のある報告徴収や立入調査を行って、最終的には監督処分につなげてまいります。また、建設Gメンの調査を効率的に行うため、駆け込みホットラインを再度周知し、適正な協議が行われなかった場合の当事者から寄せられた情報を基に効率的な調査を行うことでより高い効果を目指してまいります。

以上が①に対する回答となります。

続けて、順番に、②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう御指導いただきたいという要望に対する回答です。

建設業は高度経済成長期などの建設需要が拡大した時期に成長を続けた後、建設需要は減少に転じることとなり、業者間の厳しい受注競争が繰り広げられ、値引きや工期ダンピングが繰り返されてきました。そして、需要回復期においても品質ではなく価格や工期に偏った競争が継続し、現在もお労務費や休日などを犠牲にした厳しい競争が続いていると認識しております。

こうした状況を受け、今回の改正建設業法では賃金支払いの原資となる労務費が適正に確保され下請業者まで行き渡るようにするための仕組みや資材高騰に伴う代金変更ルールが措置されることになりました。併せて残業や休日出勤につながる受注者による工期ダンピングの防止措置についても盛り込まれたところです。

東北地方整備局としましては、今般の法改正の趣旨をしっかりと踏まえ、御指摘の低価格競争から質の競争へとマインドとなるよう、立入調査などあらゆる機会を捉えて建設業者を初めとした関係者に対し、周知・啓発に努めてまいります。

以上が②に対する回答であります。

続けて③です。①、②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたいという内容の御要望でございます。これも民間発注者への取組について私

のほうから回答いたします。

建設工事の発注者と受注者である建設業者は、本来それぞれの事業を安定的に進める際にお互いの存在が必要なビジネスパートナーの関係にあります。よって、将来を支える担い手の確保は建設業者のみならず民間工事の発注者にとっても自身の事業継続を左右する重要な課題であると認識しているところです。この点も踏まえ、本法の新ルールを実効性のあるものとしていくためには、建設業者の方々だけでなく民間工事の発注者においても新ルールを十分理解していただく必要がありますので、法改正の内容やそれに関する取組については、建設Gメンの活動を初めとし、民間発注者団体が出席する会議の場などあらゆる機会を通じて周知徹底に努めてまいります。

以上が建設部関係の内容に関する回答でございました。

**【東北地方整備局企画部技術調整管理官 回答】**

③地方自治体に対する取組について回答させていただきます。

地方自治体に対する取組ということで、今回の法改正の内容につきましては、東北ブロックの国とか地方公共団体等の発注機関で構成されております東北地方発注者協議会の幹事会が今週末の7月26日（金曜日）に開催されます。まずはその場にてしっかり周知をしていきたいということで考えてございます。その後各県で開催される発注者協議会においても法改正の内容についてしっかり周知を図りたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

**【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】**

まず民間工事のほうですけれども、建設業法の総価・一式と相反するような積み上げに民間工事にあってはなってきたので、非常に説明が難しいところではあると思うのですが、いろいろな会合の中で出ていたのが、そこは決まったお金から利益と経費を引いて、それを予算として下に流すというようなことでは魅力がなく、もう来ないのだと。だから、そこは膝を突き合わせて、恐らく発注者の方は業法のことを持ち出されると思いますので、そここのところをマインドを変えていただくような、そういう商取引では人が来ない、ひいては業界全体が終わってしまうということを、非常に難しい立場ではあると思うのですが、しっかりとそここのところを、マインドを変えていくのだという思いで時間をかけてでも説明をいただければと思います。

それと、地方自治体のほうについても、土木工事なんかは特に土木学会が新しい提言を出されましたね。積み上げ方式に変えていくべきだということを学会としても出されましたので、ぜひとも地方自治体のほうにも、地場ゼネコンさんは地方自治体がなかなかやってくれないとおっしゃるので、そこも丁寧に御説明いただいて、そちらも業界はこれではないと再生できない、地方で何かあるとき有事には対応できなくなるのだと、マインドを変えてもらうような御説明をしていただければと思います。

#### 【共通テーマ2】

##### 【議題】

市場の実態に即した工事価格の積算及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について

##### 【趣旨】

予算決算及び会計令第80条第2項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算については、物価資料（建設物価や積算資料等）を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと民間工事においても適切な積算や対応（最新の取引価格の適切な反映等）をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いするものです。

##### 【東北建設躯体工業会 要望】

議題「市場の実態に即した工事価格の積算及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について」ということで、非常に言葉が強くて恐縮でございますが、担い手3法の第三次まで施行していただいている中で、大変強い言葉で質問させていただくことをお許しいた

だきたい。非常に大事なことです。御説明、御質問させていただきます。

法令によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されております。工事価格の積算については、物価資料（建設物価や積算資料等）を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状である。さらに労務費も人手不足あるいは残業規制が始まって上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと民間工事においても適切な積算や対応（最新の取引価格の適切な反映等）、標準労務費等のことではありますが、お願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いするものです。よろしくお願いたします。

**【東北地方整備局企画部技術調整管理官 回答】**

私のほうから適切な積算や対応についてと、公共工事というか直轄工事とか地方自治体の取組について回答させていただきます。

公共工事の発注に当たっては、市場における資材等の取引価格など、実態を的確に反映した予定価格を適正に定めるとともに、物価水準の変動が生じたときは適切に設計変更を行うことが重要であるということで認識してございます。まず、直轄工事の取組につきましては、最新の物価資料とか見積り徴収等によって実勢価格を適切に予定価格に反映するとともに、契約締結後であっても、物価水準の変動等により請負代金が不相当となったときは、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）に基づき適切に設計変更を行うよう各事務所等へ通知しており、引き続き対応の徹底を周知してまいりたいということでございます。

また、地方自治体への適切な積算の指導、働きかけにつきましては、東北地方発注者協議会において、最新の積算基準の適用及び基準対象外の際の対応状況について指標を定めて、引き続き適切な積算を行うように取組を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、ダンピング対策の調査基準価格とか最低制限価格の設定等の運用、取組につ

いてでございますが、低入札価格調査の基準価格については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、ダンピング受注の防止を図る観点から適宜見直すこととされております。これまでも諸経費動向調査の結果に基づいて適宜見直しを行ってきたところでございます。

この調査基準価格を基に、適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどによって制度の実効を確保するとともに、施工体制確認型総合評価落札方式の適用によって工事の品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかをしっかりと審査することでダンピング受注の防止を徹底しているところでございます。

また、直轄工事以外の地方自治体への適切な積算の指導、働きかけにつきましては、東北地方発注者協議会で低入札価格調査基準または最低制限価格の設定状況などの指標を定め、設定並びに活用の徹底を図るよう各県とともに取組を進めてまいりたいと思っております。引き続き各種施策に取り組みながらしっかりとダンピング対策を進めてまいりたいと思っております。

私からは以上となります。

#### 【東北地方整備局建政部建設産業調整官 回答】

引き続き適切な積算や対応に関する民間工事への取組について回答いたします。

資材価格などが高騰している状況においては、その価格上昇分を労務費にしわ寄せすることなく、サプライチェーン全体で適切に価格転嫁することが重要と考えております。このため、これまでも最新の実勢価格に基づく契約の締結を受発注者双方に求めるとともに、契約後の資材高騰に対応した適切な契約変更についても求めてきたところです。さらに、今回の改正建設業法では、資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は契約前に受注者から注文者に提供するよう義務化され、資材高騰の際の請負代金の変更方法が契約書記載事項として明確化されました。また、契約後において資材高騰が顕在化した場合に、受注者がこの変更方法に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者に誠実に協議に応じる努力義務が課されることとなっております。東北地方整備局としましては、これらについてあらゆる機会の場合等を通じて民間発注者団体や建設業関係団体へ周知・啓発を図ってまいります。

以上、回答いたします。

### 【共通テーマ3】

#### 【議題】

建設キャリアアップシステムによる各種システムの統一的運用について

#### 【趣旨】

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まっています。CCUSは業界初の基本的なインフラとなるシステムとのことですが、現在建設業界向けにほぼ同様のシステムが散在しており、元請総合工事業者ごとに使い分けなければならない状況にあります。

システム間のAPI連携は必ずしも十分ではなく、技能者登録を行うに当たってもシステムごとに同じような入力作業を繰り返し行わなければならないなど、事務の省力化を図る上での大きな妨げとなっています。CCUSによる各種システムの統一的運用を望むものであります。

また、CCUS自体の運用に関しても、次のような課題があり、貴局のご認識をお伺います。

- ・キャリアアップシステムに登録の時間を費やし行っているが 現状メリットとなる部分が見えづらく分からない。
- ・登録で完結ではなく、登録情報の変更、更新等の管理に時間、人件費がかかる。
- ・初回登録料以外にも、更新料・管理者ID利用料等もあり費用がかかる。
- ・技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境の整備というものが見えてこない。
- ・設計労務単価に反映されていない（金・銀・青・白）。
- ・CCUSカードを所持していたら、資格証の携帯が不要にならないか（法改正が必要？）  
（例）カードリーダーにかざせば登録内容・資格等が表示されるなど。
- ・マニュアルが膨大過ぎて簡単に理解し切れない。

#### 【（一社）日本機械土工協会東北支部 要望】

議題といたしましては、建設キャリアアップシステムに関することとさせていただきます。

趣旨とさせていただきます。技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キ



キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まっております。CCUSは業界初の基本的なインフラとなるシステムのことであります。現在建設業界向けにほぼ同様のシステムが散在しており、元請総合工事業者ごとに使い分けなければならない状況にあります。

次ページ裏にAPI連携の一覧表がございますが、システム間のAPI連携には必ずしも十分ではなく、技能者登録を行うに当たってもシステムごとに同じような入力作業を繰り返し行わなければならないなど、事務の省力化を図る上での大きな妨げとなっております。各元請さん独自で組合とかいろいろなシステムを使っておりますので、そのたびに入力をしなければいけないと。また、ここにお集まりの専門工事業者に関しては一次で入る場合が多いと思いますが、場合によっては二次、三次の入力もやっていたらいけないということもございます。ということで、CCUSによる各種システムの統一的運用を望むということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

#### 【東北地方整備局建政部建設産業調整官 回答】

今御要望いただいた内容については建政部から回答いたします。

建設キャリアアップシステム（以下CCUS）は、これまで官民一体となって様々な取組を進めてきた結果、技能者登録数は全国で140万人を超え、また、事業者においても約26万社が登録を行っているなど、技能者・事業者ともに登録数は着実に増えているところです。今後はCCUSに登録、蓄積された情報を活用して技能者や事業者の方々がそれぞれの立場におけるメリットをより実感できる仕組みへ発展させていくことが重要となりますが、御指摘いただいたとおり、現状CCUSとほかの同様のシステムとの間のAPI連携が必ずしも十分なものになっていないことについては承知しているところです。

この点、先般CCUS利用拡大に向けた3か年計画案が示されたところですが、関連する今後の施策として労務安全システムとの情報連携による事務の効率化が位置づけられており、下請業者の方々が書類作成のために同じ情報を繰り返し入力している作業を効率化できるよう、安全書類をシステム上で作成する場合は、技能者の氏名や資格等の情報はCCUSとの連携により改めて入力せずとも自動で取得できるよう、今後具体化に向けた検討が進められると聞いております。

また、建設キャリアアップシステム運営協議会における2024年度の事業計画におきましては、API事業者との間でCCUSに登録された技能者基本情報等の共同利用の実施

として、次期システム更新も見据えつつ、共同利用するデータ項目、当該API事業者が共同利用できるデータの範囲、データの受け渡しの頻度や方法等についてAPI事業者連絡会議を年2回開催し、API事業者、API事業者との契約者（利用者）等と検討を進めるとされているところです。

回答は以上になります。

#### 【東北独自テーマ】

##### 【議題】

時間外労働の上限規制への対応について

##### 【趣旨】

私どもコンクリート圧送工事業は、会社から現場までの往復移動時間や作業終了後の機械の洗浄、後片づけなどによる時間外労働が日常的に発生しております。そのため法令で定める一月当たりの時間外労働上限値 45 時間には収まらず、さらには 45 時間を超過する年 6 か月規制もままならない状況にあります。

このため、本年 3 月、業界団体より全国の手元請本支店に対して、4 週 8 休を前提とした現場作業時間を、午前 8 時から午後 3 時を標準とさせていただくことを要望いたしましたが、既に契約済みの物件は、継続的に施工されていることから、設計や工期の見直しは難しく、直ちに法令を順守できる体制に移行することは厳しい環境であります。法令を順守できる建設業界となるよう、元請業者や民間発注者への指導を引き続きお願いします。

また、作業時間の減少により、従前と同水準の請負単価では売上げが大幅にダウンすることになります。技能者への賃金保証と引上げ、機械設備の計画的な更新により経営を持続化させるためには、作業時間の減少に伴う価格交渉が最重要課題であります。このように、私ども専門工事業は二重の痛手を受けております。この状況に御理解をいただき、元請業者や民間発注者へ労働時間を削減せざるを得ない下請専門工事業に対する請負価格減少分の転嫁について御指導のほどよろしく願いいたします。

#### 【東北生コン圧送連合会 要望】

議題としましては「時間外労働の上限規制への対応について」ということで、私たちのコンクリート圧送工事業、クレーン業界等も同じですけれども、会社から現場までの往復

移動時間や作業終了後の機械の洗浄、後片づけなどによる時間外労働が日常的に発生しております。そのため法令で定める一月当たりの時間外労働上限値 45 時間には収まらず、さらには 45 時間を超過する年 6 か月規制もままならない状況にあります。

このため、本年 3 月業界団体より全国の圧送団体から全国の手元請本支店に対して 4 週 8 休を前提とした現場作業時間を午前 8 時から午後 3 時を標準とさせていただくことを要望いたしました。既に契約済みの物件は継続的に施工されていることから、設計や工期の見直しは難しく、直ちに法令を順守できる体制に移行することは厳しい環境にあります。法令を順守できる建設業界となれるよう、元請業者や民間発注者への指導を引き続きお願いいたします。

また、作業時間の減少により、従前と同水準の請負単価では売上げが大幅にダウンすることになります。技能者への賃金保証と引上げ、機械設備の計画的な更新により経営を持続化させるためには、作業時間の減少に伴う価格交渉が最重要課題であります。このように、私ども専門工事業は二重の痛手を受けております。この状況を御理解いただき、元請業者や民間発注者へ労働時間を削減せざるを得ない下請専門工事業に対する請負価格減少分の転嫁について、御指導のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### 【東北地方整備局企画部技術調整管理官 回答】

「時間外労働の上限規制への対応について」の直轄工事について御説明させていただきます。

国交省の直轄工事において、本年 4 月からの労働基準法の時間外労働規制の適用を踏まえ、受注業者の対応を支援するために、週休 2 日の質の向上の拡大などの働き方改革を推進してきているところでございます。具体的には、移動時間を踏まえた積算の適正化や資材基地からの移動時間を適切に反映した積算となるように、令和 4 年度から施工合理化の調査項目として、実作業のほか現場への移動時間等を詳細に把握するよう、調査表の見直しを行ってございます。そして、工種の分析に反映しております。また、今年度より月単位の週休 2 日工事としてこれを原則発注すること等に取り組んでいるところでございます。

また、公共工事設計労務単価については、会計法令上、取引の実例を考慮して設定することとされているため、公共事業労務費調査において技能労働者に実際に支払われている賃金実態をしっかりと把握して適正な単価の設定を行っているということでございます。適

切な労務単価の設定のため、今後も引き続き調査に対して御協力をよろしくお願ひしたい  
ということです。

私からは以上でございます。

**【東北地方整備局建政部建設産業調整官 回答】**

引き続きまして、建政部から回答いたします。

先ほど遠藤副会長からお話ございましたコンクリート圧送工事における特性や問題点  
についてはかねてより御意見をいただいております。建設工事の契約当事者のいずれも  
が時間外労働の上限規制を遵守できることを前提とした適正な工期での契約を促進するこ  
とが重要であると考えております。この点につきましては、東北地方整備局ではこれまでも  
中央建設業審議会が作成・勧告した工期に関する基準に基づく適正な工期の設定について、  
公共工事・民間工事問わず様々な場面で周知徹底を図ってまいりました。

この工期に関する基準については本年3月に改定が行われており、工程別に考慮すべき  
事項において、会社指揮下における現場までの移動時間は適切に考慮して工期を設定する  
よう明記されたことから、発注者・受注者双方が考慮すべき事項として、改めてあらゆる場  
を通じて関係者に対し周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、地方公共団体、民間発注者、建設業者団体に対して、工事を発注する際や下請負契  
約を締結する際の週休2日を考慮した工期設定や、それに伴って必要となる労務費、現場管  
理費等の必要経費の適切な反映について文書にて要請もしております。技能者への適正な  
賃金の支払いと、それを通じた将来の担い手の確保、そして、地域の専門工事業の方々を初  
めとした建設業の持続可能性の確保は、発注者、元請業者、下請業者それぞれにとって自身  
の事業継続を左右する重要課題であると考えています。これら関係者の皆様は、本来お互い  
の存在が必要なビジネスパートナーの関係にあるとの前提に立ち、関係機関と連携しつつ  
適切なコスト負担の必要性についても周知してまいりたいと考えています。

回答は以上になります。

**【日本室内装飾事業協同組合連合会東北ブロック 質問】**

工期の件ですけれども、イレギュラーな質問かとは思いますが、素朴な質問として、今大  
阪万博の建設がなされていると思いますけれども、あれだけ壮大な官民のプロジェクトで  
工期が非常に危ういということを指摘されておりますが、あの事象、現象はどのように見れ

ばよろしいでしょうか。複合的ないろいろな原因が重なっていると思うのですけれども、露骨かつ素朴な質問で申し訳ございませんが、よろしくをお願いします。

**【東北地方整備局建政部 回答】**

万博の関連、少し本省にいたときに感じておりましたので、私のほうから。

大阪万博の件は、今まさに動いている最中のことですので、なかなか全てのことを申し上げられるかどうかというのがありますし、かつ、もともと事業自体は万博協会さんの事業ということもありますので、そういう意味でストレートにお答えするのはなかなか難しいところはありますけれども、もともと特に海外パビリオンに関しては、大阪万博の場合、実際のパビリオンの整備自体をそれぞれの国が発注するといういわゆるタイプAという方式がかなり主流を占めておまして、そういう意味では、そもそも発注する方が日本の建設業界の事情とかそういうところに余りお詳しくない方が発注をやられていたというところもあって、正直なところ建設業者が決まるまでのプロセスに相当時間がかかったというのが1つあるのかなと思います。

その辺りは、日本の建設業界の内情とかに詳しい方であれば、もうちょっと前からいろいろ発注してという形で動いていたのかもしれないのですけれども、そこは多分思ったようにはなかなかいかなくて、そもそも決まるまで、更新やプロセスで今40ぐらい決まるとかという話でして、決まったというのが最近になってようやくそのぐらいの数字というところがあります。やはりそれによってかなり時間が全体的に押されているところが大きいのかなと思っています。

この辺り、私どもとしても、国交省の立場としては、現場の状況、アクセスが非常に難しいとか駐車場が遠いとか、いろいろな課題、御指摘があります中で、国交省としても建設業界の方にいろいろお話を伺って、現場の改善みたいなことは多少お手伝いさせていただいているところはあるのですけれども、さはさりながら、結局のところ、特に海外パビリオンに関して申し上げますと、やはり発注元のところがどうしても動いていただけないと業者が決まって工事が始まってというところが進んでいかない中で、結果的にはそこら辺がもう少し早く決まっていればというところが大きいのかなというところはございます。

なかなか申し上げにくいところはございますけれども、一番大きいところはそこなのではないか。その結果、ぎりぎりになっている。結局、海外の人たちからすると、こういうことをやりたいというところがあるけれども、それが多分日本の建設業者が受けられるよう

な形になかなか仕上がってこなかったというか、そういうところのなかなかコミュニケーションが、調整するのだけで結構時間がかかってというところで、結果的に時間がなくなってきたというところはあるのかなと思います。

**【日本室内装飾事業協同組合連合会東北ブロック 質問】**

工期遅延もあり得るのでしょうか。

**【東北地方整備局建政部 回答】**

そこは私が聞いている範囲では、結局万博の期間はもう決まっていますので、決まっている中でできることをやっていくということに結果的にそこはなるのだろうと思います。恐らく万博の工事、万博が実際開会してしまえば、そこにはもうお客さんも入ってきますし、その段階でもできる工事というのは、内装が残ることが部分的にあったりするかもしれませんけれども、かなり限定的にならざるを得ませんので、そこはやはり実際にお客さんが入られる前の段階でどこまでできるかということで、これから、正直もう時間が余りないですけれども、その範囲内でできることを考えていくということになるのだろうと思います。

**【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】**

恐らく現地の人間は私だけですかね。施工者側、恐らく内装関係はどうなるのだ、上限規制に対してということだと思うのですけれども、今の業界の全てを表しているというか、スーパーゼネコンさんの現場は工期が間に合わないみんな騒いでいるけれども、何を言っているのだという感覚なのです。現にうちも入っていますけれども、4週6休は万博で絶対していますね。スーパーさんは普通は4週8休でやっています。

というのは、スーパーさんの役割、パートは大体終わったと。地場ゼネコンさんクラスになって土曜日休めないという感じで、それ以外の方もたくさん受けておられるではないですか。そういうところはちょっとどうなるかというところはあるかと思いますが、やはり図面がないと何もできないので、もう今建政部長が言われたことに尽きると思います。発注側の問題になったのではないかと。では、トータルとしてどうなのかというと、今どれぐらい最終まで引張れるのか分からないですけれども、内装さんとか道路屋さんがちょっと最後しんどいかなというような話は聞いております。最終の道路整備が大変

なようですので。現状報告はしていただいています。

【(一社) 日本左官業組合連合会東北ブロック 質問】

東北地方整備局からとても短時間で分かりやすい説明をしていただいて、本当にありがとうございます。皆さんの御回答、本当に参考になります。その中で、私は建設Gメンのことにに関してすごく期待しているところがありまして、何かというと、左官業界のことを話させていただくと、東北6県、岩手、秋田、青森、それが日本の人口減少率がすごい激しいところで、左官人口もかなり逼迫したような状況になって、組合の存続等々、今私が会長になった途端に脱会する等々のいろいろな話が出て困っている状況に直面している中で、人がいないとはいえ、忙しい時期もあれば、正直東北6県、宮城も含めて閑散期、いまだに暇なときがあるのですね。

このGメンの調査の方法ですけれども、現地調査は忙しい時期なのか、できれば仕事の無い時期、本当に暇な時期に、というのは何かというと、私を感じるところで、そういう暇な時期が1年間なりの中であるのですけれども、そうすると、元請さんと交渉するときに、暗黙に、今世の中仕事薄いよねとか、おたくこれできないのだったら、ほかでできるというところがあるのだよねということを言われてしまって、これが私、今ここに参加されている団体長のこれからの取組の責任だと思うのですけれども、自分の組合の中で、お互いに、うちこれでできちゃうんだよねという業者が実は左官業界にもいるのですね。

そうすると、片方は正直に一生懸命お役所さんがこう決めていただいて、こうだからこうだと交渉しているのに、できちゃうからと言われると、正直うちの業界にもいますし、それによって、ゼネコンさんもいるんだよねみたいな感じでやっちゃうのですね。ですから、そのようなところをうちらも戒め、自分らもマインドを変えていかななくてはいけないと思いますし、逆にそのようなことを、忙しい時期に調べてもらってもみんないないんだと言って強気ですから、価格は当然上がると思うのですけれども、そうではない時期も当然あるので、そういうときに、本当に正直者がきちっとやっている業者さんがそういうのに巻き込まれるというか、そういう流れに、いまだにゼネコンさんの中にはそういう言い方をしてくるところがありますので、間違いなく現にいますから、そういうところをGメンさんに、これは予告して行くのか、それともアンケートなのか、できればそういうところをばしっと決めていただいて、調査というか切り込んでいただければありがたいかなと思う次第です。

以上です。それに関して調査の方法というのかな、ちょっとお聞きしたいなと思ったので

すけれども。

【東北地方整備局建政部建設産業課長 回答】

貴重な御意見、御質問をありがとうございます。

Gメンの調査の具体的な手法とか、なかなかこれはまた悩ましいところございまして、こういったところは我々も手の内を全て明かしてしまうといろいろと支障が出てきてしまって、よくない方向にベクトルが向かってしまうという可能性もあったりするので、そこはこれまでの立入検査もそうですし、我々が今までやってきた指導・監督の世界でもそうですけれども、そこは行政のほうで、しっかりその施策目的に即した形で、きちんと変なバイアスがかからないような調査方法を検討してやっていくというところになりますので、なかなか皆様のところにそういったところを全てあからさまにというわけにはいかないところだけは御了承ください。

先ほど非常に貴重な御意見ということで、やはり繁閑の差ですね。先ほどお話があったかと思うのですけれども、そういったところは結構我々も重要視して見ていかないといけないなと思います。調査のタイミングというよりは、どういった案件を抽出して調査に入るかということが多分ポイントになってくると思いますので、見ていくと、それが例えば同じような工事なのに何かここは大分下げられているとか、そういった傾向とかも、これから我々のやっていくデータとかを集めていくことになるので、今はっきりしたことは申し上げられないですけれども、そういったところの傾向とかを見つつ、公には効率的な調査につながるように、いわゆる違反の確度が高いやつを我々も重点的にそういったところを絞ってやっていくと活動方針にも打ち出しはしておりますけれども、まさにこういった貴重な御意見をいただいた上で、しっかりと何を調査すべきか、そういう事案を我々は発掘というか、そういったところをターゲットにしてやっていかないといけないなと思います。

それともう1つ、建設Gメンの現地調査という非常に大事な役割がございますが、「マインドを変える」というワードが今日何回も出てきていると思うのですけれども、ここも我々しっかりやっていかないといけないと思っています。東北の取組としているのですけれども、Gメンがどうのこうのというよりは、特に労働時間の関係で昨年度から労働時間削減推進協議会を各県労働局主催でやってございます。その場に我々、私とかが説明に行くのですけれども、そういった場合は本当に民間発注者の方、元請さんはいろいろと周知はさせていただいているのですけれども、やはりこれまでの商慣習では皆さんがウインウインの関係



にはなっていけないですよ。建設業者さんだけの話じゃなくて、発注者の方々の事業継続という話も今日何回もさせていただいておりますけれども、そういったマインドを変えるような働きかけ、問いかけを重点的に東北としてはやっているところでございます。

そういった話を、Gメンもしかりですし、Gメン以外の幅広い説明会とかの場でもそうだと思いますけれども、そういったマインドを変えるとかみんなでいい方向に持っていく話にしていきましょうといったアプローチを東北地整としては、あと国交省としてはと言ってもいいと思いますけれども、考えているところでございますので、その両面というか、実地調査もそうですし、そういうダンピングが当然働かないようなマインドに関係者全員に対して働きかけるような取組を進めてまいりたいと思いますので、調査だったり、そういった機会がありましたら、皆様御協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

#### 【(一社) 建設産業専門団体連合会 意見】

なかなか言いにくいところだと思いますので。この資料に、先ほどから出ているので、P14とP18、19ですよね、建専連から御説明いただいた、情報提供で、第3に「担い手3法について」の部分で、P14が建設Gメンの実地調査の基本方針というか、右の項目で言うとP18、19に関しては、これは公取の転嫁に関する指針というのが出ていますので、逆にGメンの方、全国で135名ですか、それで全現場というのは非常に難しいので、我々から情報提供として、ここに該当、例えば手形のこと書いてはいますが、手形が何日って、これちょっとひどくないですかというような情報提供をして、たまたまそこに行ったら、その元請さんが手形をもらっていると。自分のところは60日なのに、下請に何で180日を出すのだとか、そういう1つの——見えてきますからね。

ですので、そのような情報提供をできるような空気感を整備局と東北建政部の中でつくっていただいて、意見交換会をどんどん活用して声を上げていただければと。これやったからといってすぐ変わるようなことではないと思うのですよ。法律がやっと変わって、一番期待しているところは、これを蓄積していくと大体これぐらいの相場観だなというのが国のデータベースとして積み上がって行って、そうなるとその特定の元請さんのところだけ平均値が相当低いなというものが見えてくるのですよ。それをアメリカなんかはデビス・ベーコン法で法律として縛っていますけれども、日本はまだそこまでいっていないので、それが見えてきたら、おたくのところは余り低過ぎませんかという指導をできるよ

うな数値が見えてくるので、そこは我々のほうから情報提供をどんどんしていただきたいなど。

全国を回っていて、ある地域は何か元請を売るみたいでなかなか美徳観としてできないとかいう地域も、声も出ていましたけれども、そんなことを言っている悠長な状況ではないではないですか、我々も。目的は人を、やはり日本人に来てもらうと。処遇を変えてよその産業よりも相当よくして来てもらうということにあると思いますので、ぜひともそこは声を上げていただきたいなと思います。

ついでにもう1点だけ。ある日経アーキテクチュアの方とお話をしまして、建設業のことをちょっと聞く機会があったのですけれども、2点言っておられました。もう全く私も一緒なのですけれども、建設業は危機意識が薄過ぎると。24年問題も5年前から言っているのに、今どうしようかと5年たってから言っていると。相当やばくないですかと逆に聞かれました。建設業って相当やばくないですか、法律ですよと。という状況なのですよ。やはりそれはいい部分と悪い部分、悪い部分というか業界として総価・一式でやってきて、それになじんできた。

そういう意味でマインドを変えていくという部分が非常に重要だと思いますので、重ねてその部分のお願いと、地域地域の活動としては、社会に対するアピールが建設業はほぼないと。何かコマーシャルやっているなと思ったらゼネコンさんのコマーシャルであったり、業界だって個社のイメージアップばかりをやって、建設業がこうやって今法律まで変わって、変わっていかうとするのに全体アピールしないと。

ですので、関西でも小学生向けのアピール、アプローチなんかも今やっていて、1万人ぐらいですかね、小学生に建設業を知ってもらうとか親に来てもらって一緒に何か体験してもらおうとかやっているのですけれども、そのようにアプローチ先をもう少し落として、工業高校は恐らく来ないと思うのですよ。新潟も35万払って来ません、1人もありませんでしたと。大阪でも、高校生ですよ、30万の月給で完全週休2日で1人も来ませんと。そんな状況なのですね。

これをやり始めた頃は、スタートしたのは2年ぐらい前ですから、その頃はもう高卒も30万にしないといけないよねとかいうことで、目線をそこら辺に合わせてやってきたのですけれども、全建さんクラスが工業高校生を採りにバツと来ているわけですね。ライバルが我々と元請さんだったのですよ。そうすると、親のイメージは、やはり施工管理、指示するほう、やらされるほうという安易なイメージで、技能者のほうは非常に我々専門工事

業界弱いので、それ以上に出さないと来ないという状況にあると思います。そうやって変わっていったプロセスを何かいろいろ建専連さんのほうで考えていただいて、今建設業界も変わっていていますよというアプローチをしていただきたいと思います。

最後に、これ今受注者側の意見として言っていますけれども、ここにおられる皆さんは恐らく直用以外外注を使っているところは発注者でもありますから、今言っている話は発注者と受注者両方ですから、両面我々にもかかってくるということですので、もらったら最低限しっかりとした価格を払うということでない限り、両面で我々は対応しないといけないという御理解をいただければと思います。すみません。長くなりました。

**【(一社) 建設産業専門団体連合会/全国建設室内工事業協会 質問】**

いま我々受注者ではなくて発注者であるというお話がありましたけれども、我々実はゼネコンさんから材料と工賃、いわゆる材工共に受けて標準労務費を出すのに今我々どのようにしたらいいか非常に悩ましいところですが、一次で受けて二次にもその材工共に出した場合に、標準労務費の部分をいわゆる歩掛りをつくりながら出すというのは非常に大変だということで、そうはいいいながらやっていたいかなければならないのだろうということで、今やり始めたところです。

それはそれでいいのですが、今度一人親方とかいわゆる常用工事で受けている人については、その材料の部分を除いて払わなければならないと。それを幾らにするのだという形、これがまた北海道から沖縄まで当然ながら労務費が違うので、そこにどのぐらい乗ってくるのか、これも書かなきゃならない。それともう一つ、4週8週閉所が進んでいくと、今例えば1日2万5,000円で6日15万円が5日だと1日3万円になってしまうと。その辺のところをゼネコンさんへの説明と、実際にそれだけもらうような形を言っているのかどうか悩ましいなということで非常に苦労しているのですが、この標準労務費の考え方について、何か指針等がしっかりあれば、それを踏まえながらやっていきたいと思っていますので、その辺御教示いただければと思います。

**【東北地方整備局建政部建設産業課長 回答】**

ありがとうございます。標準労務費の検討自体が、大変恐れ入りますが、これからワーキングを中建審の下で立ち会って、それでいろいろな工種で様々な区分とか、それごといろいろなデータを集めてとか、それで標準的な仕様に基づいて決めていくというよう

なところで、報道とかもされているかとは思いますが、今それ以上我々のほうにもまだ情報は下りていないところがございます、まさに先月法律が成立して、これからそういう標準労務費をどうやって設定していくか。まさに今伺いましたような課題とかも踏まえて、かつ関係者の方々を交えて本省のほうで議論しながら、1年半後に施行されることにはなりますけれども、それに向けて設定されるような形になるのかと認識しております。

整備局でこれ以上は今持ち合わせている情報がございませんで、我々もその標準労務費がどのような形でできて、最終的にはそれが建設Gメンで活動していくに当たっての一番大きなよりどころというか、そういったところになると認識しておりますので、当然同じ国交省なので、密に情報をいただきながら動向とかは注視してまいりたいと思います。この時点ではここまでの御回答しかできなくて申し訳ございませんが、また情報提供できるような時期になりましたら、こちらのほうから提供させていただきたいと思います。